

平成30年第11回東京都北区教育委員会定例会

会議月日	平成30年11月8日(木)午後1時30分		
開催場所	北区教育委員会室		
出席委員	教 育 長 清 正 浩 靖	委 員 加 藤 和 宣	
	委 員 檜 垣 昌 子	委 員 渡 辺 敦 子	
	委 員 本 間 正 江	委 員 名 島 啓 太	
欠席委員			
事務局職員	教育振興部長	教育政策課長 (東京オリンピック・パラリンピック教育調整担当副参事)	
	学校改築施設管理課長	学校支援課長	
	生涯学習・学校地域連携課長	教育総合相談センター所長	
	飛鳥山博物館長	中央図書館長	
	学校適正配置担当部長	学校適正配置担当課長	
	子ども未来部長	子ども未来課長	
	子どもの未来応援担当副参事 (放課後子ども総合プラン推進担当副参事)	子育て施策担当課長	
	保育課長	男女いきいき推進課長	
	子ども家庭支援センター所長	児童相談所開設準備担当副参事	

会議に付した議案並びに審査結果

日程	議案番号	提 案 内 容	結果
1	64号	平成30年度東京都北区一般会計補正予算(第3号)に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について	承認
2	65号	東京都北区立学校設置条例の一部を改正する条例等に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について	承認

日程	報告事項	報 告 内 容	結果
3	79号	区立中学校における事故に関する和解	了承
4	80号	奨学資金貸付金返還金に係る訴えの提起	了承
5	81号	改築校の進捗状況について	了承
6	82号	後援・共催事業に関する報告	了承

平成30年第11回東京都北区教育委員会定例会会議録

平成30年11月8日(木) 13:30

清正教育長	<p>それでは、出席委員が定足数に達していますので、会議は成立しています。これより、平成30年第11回北区教育委員会定例会を開会いたします。</p> <p>日程第1、第64号議案「平成30年度東京都北区一般会計補正予算(第3号)に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。</p>
教育政策課長	教育長
清正教育長	教育政策課長
教育政策課長	<p>それでは、第64号議案でございます。一般会計補正予算(第3号)の教育委員会に対する意見聴取の議案でございます。</p> <p>表紙を1枚おめくりいただきまして、1ページをお願いいたします。こちらにございますように、平成30年第4回北区議会定例会に提出いたします議案の策定に当たりまして、項番号1番に記載のとおり、補正予算3号に関する意見を求めるというものでございまして、もう1枚おめくりをお願いいたします。3ページでございます。区長が議会に提出する議案でございます。補正予算の第3号となっております。</p> <p>恐れ入ります、5ページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算補正でございます。歳出でございます。3款福祉、4項児童福祉費が表の補正額の欄、991万9,000円、8款教育費、2項小学校費が補正額の欄、5,434万5,000円。歳出合計でございます。補正額6,426万4,000円でございます。第2表の債務負担行為補正でございます。こちらにつきましては、王子第一小学校の新築工事でございます。限度額31億8,900万円から34億8,900万円に3億円の増額でございます。</p> <p>内訳でございます。別添の資料をお願いいたします。</p> <p>初めに、恐れ入ります。左上に第64号議案参考資料①と書いてある教育振興部のほうをご覧いただきたいと存じます。第2項小学校費学校管理費の(9)学校諸料金等でございます。この夏の猛暑によりまして、光熱水費が増額したため、5,434万5,000円の増額を計上するものでございます。</p> <p>次の資料でございます。参考資料の2、子ども未来部の分でございます。第4項児童福祉費、子育て支援費の(7)子ども家庭支援センター事業費でございます。子ども家庭支援センターを旧清至中学校の別棟へ移転するための経費といたしまして、991万9,000円を計上するものでございます。こちらにつきましては、後ほど所管の理事者から補足説明がございます。</p> <p>私からの説明は以上でございます。</p>

子ども家庭
支援センタ
ー所長

教育長

清正教育長

子ども家庭支援センター所長

子ども家庭
支援センタ
ー所長

それでは、子ども家庭支援センターの相談体制強化に向けた旧清至中への移転のご説明をいたします。64号議案参考資料③でございます。

まず、要旨でございます。児童虐待相談ケースの増加に伴いまして、子ども家庭支援センターの相談機能及び職員体制の強化を図っていくために、子ども家庭支援センター（児童相談所開設担当を含む）を旧清至中の別棟に移転するものでございます。

2の概要でございます。平成28年改正の児童福祉法で、児童相談所受理件数のうち、近隣や警察からの面前DV通告など、区市町村が支援を行ったほうが適しているという案件がございます。そういうものに関しましては、児童相談所から区市町村に送致が行われることになりました。東京都の実施は平成31年4月からになります。

このことがありまして、子ども家庭支援センターの児童虐待相談件数も、年々増加しているため、やはりソフト面、ハード面での相談体制の強化が求められているところでございます。

また、児童相談所設置に向けまして、今後事務量も増加していくものと予想されます。そこで、現在の執務室であります育ち愛ほっと館（床面積523㎡）から旧清至中学校の別棟（床面積882㎡）に移転いたします。

移転のスケジュールでございます。平成31年4月に事務室の一部、いわゆる相談機能及び児童相談所開設担当庶務でございますが、これを移転しまして、平成32年4月に全ての事業、例えば子育て広場等でございますが、全て移転するものでございます。

3の経過等については、育ち愛ほっと館の経緯でございますので、お示しのとおりでございます。

裏面になります。今後の予定でございます。平成30年11月29日文教子ども委員会で報告いたします。平成31年の第3回区議会定例会で育ち愛ほっと館条例を改正する予定でございます。そして、最後に平成32年4月、育ち愛ほっと館の事業を全て移転するものでございます。よろしくご審議くださるよう、お願いいたします。

以上でございます。

清正教育長

説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑、またはご意見はございますでしょうか。

檜垣委員

教育長

清正教育長

檜垣委員

檜垣委員	ご説明ありがとうございます。議案の審議に移る前に、議案参考資料③の裏面に参考1番と2番とあるのですが、この説明を少ししていただけますでしょうか。
子ども家庭支援センター所長	教育長
清正教育長	子ども家庭支援センター所長
子ども家庭支援センター所長	<p>それでは、参考のところをご説明いたします。1番のところは子ども家庭支援センターにおける虐待受理件数等の推移でございます。平成23年度から左のほうが相談件数、その内数が虐待受理件数でございます。右側の大きいところはその相談に対して対応した件数。職員が対応、訪問したり、何度も訪問したりとすることを対応件数としておりまして、そのうちの内数で虐待対応件数を入れてございます。平成23年度から29年度まで、特に虐待受理件数について平成23年度は201件だったのですが、その2倍の29年度は421件となっております。それに伴いまして、例えば相談対応件数でございますが、29年度の対応件数が1万3,438件ですが、その半分以上が虐待対応件数になっており、それだけ多くの対応をしているというのが数字として表れていると思います。</p> <p>2番目のところでは、北児童相談所の児童虐待にかかわるところの近隣及び警察からの通告数でございまして、これは北児童相談所が3区をまたがっておりますので、北区分を引いたものでございます。</p> <p>①近隣からの通告ということになっております。189、これは厚生労働省がいち早くということで虐待、通報に関する共通ダイヤルでございます。内数として、29年度は102件あったうち、その189からの通告は49件だったという形になります。</p> <p>②の警察からの面前DV通告という形はお示しのとおりでございまして、1と2を足して29年度は169件、いわゆる児童相談所から子ども家庭支援センターへの送致というところに関しては、こちらの件数が参考になるのではないかとということで、お示しさせていただいたところでございます。</p> <p>以上です。</p>
清正教育長	よろしいですか。ほかにかかがでしょうか。
本間委員	教育長
清正教育長	本間委員
本間委員	ご説明ありがとうございます。この移転に伴いまして、今後の課題になるかとは思いますが、人間的な措置の充実も図られる予定でしょうか。

子ども家庭支援センター所長	教育長
清正教育長	子ども家庭支援センター所長
子ども家庭支援センター所長	まず、移転の一番の目的は、やはりこれだけ虐待数が増えておりますので、今の相談対応の職員体制を充実したい、そして今の手狭な事務執務室を広くしたいというのが目的でございますので、来年4月に本当に急なことではあります、移転に伴いまして職員数の増も図って行きたいと思っております。 以上です。
清正教育長	よろしいですか。 (質疑・意見なし)
清正教育長	それでは、本件に対し特に反対意見はないようですので、本件につきましては、意見なしとすることにご異議ございませんでしょうか。 (異議なし)
清正教育長	ご異議ないと認め、本件は意見なしとすることに決定いたします。 次に、日程第2、第65号議案「東京都北区立学校設置条例の一部を改正する条例等に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。
学校支援課長	教育長
清正教育長	学校支援課長
学校支援課長	それでは、私から第65号議案、東京都北区立学校設置条例の一部を改正する条例等に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について、ご説明申し上げます。 それでは、恐れ入ります、1枚おめくりください。本件につきましては、2件条例案を提出してございます。1番目の東京都北区立学校設置条例の一部を改正する条例は、私のほうからご説明を申し上げます。2番につきましては、子ども未来部から東京都北区学童クラブの運営に関する条例の一部を改正する条例について、説明をさせていただきます。

それでは、まず1枚おめくりいただきまして、東京都北区立学校設置条例の一部を改正する条例でございます。

それでは、5ページをお開き願います。まず説明欄をごらんください。東京都北区立稲付中学校及び田端中学校の位置を変更するため、この条例案を提出するものでございます。

恐れ入ります、1枚おめくりいただきまして、7ページの案内図をごらんください。現在の稲付中学校の場所、西が丘一丁目12番14号から学校の竣工に伴いまして、元の学校の位置に変更するため、赤羽西六丁目1番4号に改めるものでございます。

次に14ページの案内図をごらんください。こちらは現在の田端中学校の場所、田端六丁目9番1号から、こちらも学校の竣工に伴いまして、旧滝野川第七小学校の位置に変更するため、田端四丁目17番1号に改めるものでございます。また、8から13ページは稲付中学校の、14から24ページは田端中学校の配置図と校舎の各階の平面図が参考資料としてお示ししてございますので、ご高覧いただきたいと思います。

それでは、5ページにお戻りください。付則でございます。この条例は平成31年4月1日から施行させていただきたいと存じます。

以上、ご説明申し上げました。よろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。

子ども未来
課長

教育長

清正教育長

子ども未来課長

子ども未来
課長

私は引き続きまして、2番のほうの東京都北区学童クラブの運営に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明をさせていただきたいと思っております。

今お使いの資料のほう、28ページをお開きいただければと思っております。こちらは本条例の説明箇所となるところでございます。28ページの説明欄を先にご覧をいただければと思っております。新設学童クラブの名称及び実施場所を規定するとともに、既存学童クラブの廃止並びに名称及び実施場所の変更を行うため、この条例案を提出させていただくものでございます。この後かなり多くの場所の規定の改正がありますので、恐縮ですが、ご用意させていただきました参考資料、こちらのA4縦の1枚両面刷りのほうをご覧いただければと思っております。

まず、1番の要旨及び2の現況でございます。この間教育委員会等でもお話しさせていただいたところでございますけれども、現在学童クラブの待機児童が非常に増えているところでございます。要旨のほうでご説明しておりますので、そちらの待機児童解消及び放課後子ども総合プラン、これの導入等に伴いまして、この学童クラブの新設、移設等を行います。あわせて、これによりまして295名の定員拡大を行わせていただくものでございます。

2番現況、待機児童数の推移について、お示しをさせていただいているところでございます。

3番、概要でございます。今回の学童クラブの新設、移設等につきまして、項目、そして学校ごとに少し分けさせていただいて、主な要素ごとにご説明をさせていただければと思います。この間当初予算、そして第3回区議会定例会におきまして補正予算等を計上させていただいて準備を行っているもので、平成31年度からの予定ということでお示しをさせていただいているところでございます。

まず、3の(1)でございます。待機児童の解消対策に伴います学童クラブの新設・移設等でございます。①としまして、学校施設等を活用しまして、新設・移設等を行うものでございます。

まず、アの西浮間小学校、こちらは定員40名の拡大ということで、西浮間クラブ第三、こちらについて新たに新設をさせていただきます。後ほど図面のほうをご高覧いただければと思いますけれども、現状2階にありますランチルームとして使っている部屋を一部改修させていただき、西浮間クラブ第三として新設するものでございます。

2番目のイでございます。赤羽台西小におきましては、こちらも定員40名拡大ということで、お示しのところの後段の赤羽台西小クラブ第二、こちらを※印にあります旧赤羽西五丁目児童館の旧育成室、こちらを活用させていただき、新設をするものでございます。それに伴いまして、名称変更が伴います。

ウでございます。滝野川第四小学校におきましても、30名の定員拡大を図ります。こちらにつきましても、後段、滝四もみじクラブ第二(新設)とあります。こちらは※印の東田端の地域振興室2階の会議室、和室になっておりますけれども、そちらを活用させていただき、新設します。あわせて名称変更が伴うというものでございます。

エでございます。滝野川第五小学校、こちらにつきましても40名の定員拡大を図ります。後段にあります滝五若葉クラブ第二、こちらにつきまして1階のランチルームを活用しまして新設をさせていただき、あわせて名称変更を行うものでございます。

②としまして、放課後棟ということで、校庭等に別棟を建設させていただき、定員の拡大等を図るものでございます。

ア、赤羽小学校でございます。こちらにつきましては、定員30名の拡大でございます。今、赤羽児童館内にあります赤羽育成室を廃止させていただき、現在赤羽小学校にある赤羽子どもクラブをこの放課後棟に移設するとともに、育成室の部分を新たに新設とさせていただくものでございます。赤羽子どもクラブ第一は名称変更、第二第三は新設という扱いになるものでございます。

イの袋小学校、こちらにつきましても同様に袋児童館内にあります袋育成室を廃止させていただきまして、赤北ひばりクラブ第二、第三を新設させていただき、全体で30名の定員拡大を行うとともに名称変更を行うものでございます。

恐縮ですけれども、裏面のほうをご覧いただければと思います。

ウでございます。浮間小学校、こちらにおきましても、浮間桜草クラブ第四を別棟のほうに新設をさせていただき、40名の定員拡大を図るものでございます。

続きまして、(2)でございます。放課後子ども総合プラン導入等、これの影響を受けまして、学童クラブが新設・移設等を行うものでございます。

①の王子小学校、こちらにおきましては新設の王子っ子クラブ第三、こちらにつきまして定員45名を拡大するというところでございます。なお、前回の補正予算の説明の

際に、この増設等に伴いまして王子東児童館内にあります王子東育成室の廃止も検討とお伝えをしたところでございますけれども、現在王子小学校の児童数がふえている状況等々がありますので、現時点では受入数を多くするため、存置を条例上させていただき、受入態勢について万全を期したいというふうに思っているところでございます。

②の桐ヶ丘郷小でございます。こちらにつきましては、現在桐ヶ丘児童館内にあります育成室の二つを学校内に移設するとともに、現在あります桐ヶ丘郷っ子クラブの名称を変更するものでございます。

全体を通じまして、8学童クラブの増設、そして295名の定員拡大というふうになるところでございます。

恐縮ですけれども、4番、今後の予定でございます。この後、文教子ども委員会に報告後、さまざまな対応の工事等も進めさせていただき、4月からは学童クラブを開始させていただきたいと思っているところでございます。

恐縮ですけれども、もう一度議案のほうにお戻りをいただければと思います。ページは29ページ、こちらから31ページまでが、ただ今お話しした部分の名称変更でありますとか、住所の変更等々の新旧対照表でございます。また、その後の32ページから最後の70ページまでが非常に厚くなっているのですが、ただ今口頭でお伝えした学校ごと、あるいは学童クラブごとの配置図でありますとか、平面図になりますので、こちらにつきましては後ほどご覧いただければと思います。

今回、学童クラブの待機児解消をできるだけ速やか、そして効果的に実施するため、大きな変更、改正内容となっておりますけれども、やはり近々の課題であります学童クラブの待機児解消に可能な限り取組むため、このような対策を取らせていただいたところでございます。また、これらのことによりまして、学校施設、あるいは地域の施設など、さまざま影響がありますので、この間学校、あるいは保護者、PTA、そして町会の皆様に随時ご相談、ご報告をさせていただき、ご理解をいただいた形で進めさせていただくということで、今回の条例提案をさせていただくものでございます。

私からの説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

清正教育長 それぞれ説明をありがとうございました。それでは、初めに東京都北区立学校設置条例の一部を改正する条例について、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長 それでは、次に東京都北区学童クラブの運営に関する条例の一部を改正する条例について、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

渡辺委員 教育長

清正教育長 渡辺委員

渡辺委員 ご説明ありがとうございました。保育園の待機児が解消されたと同時に、学童のほう

も解消していただけるということで、本当に並行して増えていくというところですので、対応していただきまして、本当にありがとうございます。

質問ですが、参考資料の放課後棟の建設による新設・移設等についてなんですが、例えばアの赤羽小学校定員30名拡大とありますが、新設が赤羽こどもクラブ第二と第三と二つの部屋が新設されていて、この二つの部屋をあわせて30名ということだと、一部屋15名という狭いお部屋ということでしょうか。

子ども未来
課長

教育長

清正教育長

子ども未来課長

子ども未来
課長

今回、移設等が伴いまして、各クラブの定員によりまして、やや表現が難しいのですが、端的に申しますと今まで学校内にありました赤羽クラブにつきまして、定員40名でした。それについては今回別棟になっても、40名で変わりません。ただ、名称が変わります。今、赤羽児童館内にあります赤羽育成室が定員50名でございます。今回学校の別棟に40名を二つ作りますので、あわせて80名です。80引く50ということで、定員数としては30名の拡大になるということで、基本的に学童クラブ一単位で40名程度というのが厚生労働省の一つの目安になっておりますので、教室の広さ等を踏まえて40名を原則にしているんですけども、施設規模ですとか地域にあわせまして、50名のところとか、若干その前後もあるということで、足し上げて30名の拡大になるというところでございます。

渡辺委員

ありがとうございました。そうしましたら、例えばアの赤羽小学校の子どもクラブの位置に3つを合わせて120名くらいという解釈でよろしいですね。ありがとうございます。

あと、これは私からの質問というか意見でもあるのですが、学童クラブが小学校内に移転するという点に関しては、政策上とても適切であると思います。実際に児童館内に学童クラブがあったり、他の施設にあったときには、移動中の事故やけがというのも心配な点でありましたので、そういう点に関しましては、本当に安心安全というふうな放課後の取組みになっていると思います。ただ、朝8時から大体午後授業が終わる14時、午後2時、3時くらいに学校が終わるという、その子ども、児童が大体6時間から7時間くらい学校にいるという中で、放課後の子どもたちの居場所がまたさらに学校内というふうな点に関しましては、いろいろなメリット、デメリット等あると思います。子どもの側からしますと場所が気分転換にもなり、また少しでも自分らしく豊かな心が育つかというところをすごく重要視していただきたいと思います。そういう点を踏まえまして、学童クラブというもののあり方、今、恐らくどこの学童クラブも児童の様子を見ながら、いろいろな計画をして楽しみも持たせてくださっていたり、わくわくタイムというところと一緒に遊ぶというような楽しさもあると思うのですが、例えば近隣の児童館が今まで児童の数が多く、来館数が多いというところに関しましては、

遊びの一部の場所、公園もそうですけれども、そういうようなところとして、やはり大事な場所として子どもの場所としまして、考えなくていかななくてはいけないのではないかなという気がしております。そのことも踏まえまして、移動、学校内に放課後子どもとしての学童の役割というか、位置づけというものを北区としては、子どもたちにとってよりよい方向にということを進めていただけたらなというところがありますので、児童館の利用状況等も考えながら政策等を進めていってほしいなと思っております。

以上です。

清正教育長 ありがとうございます。ほかに何かよろしいでしょうか。

本間委員 教育長

清正教育長 本間委員

本間委員 定員を拡大していただいたことは、本当にありがたいことだというふうに思っております。今、渡辺委員のお話の中でも児童の一人当たりの占有面積にかかわるところもあったかと思うのですが、規定どおりのことですので、一応40名の枠を基本としてということについては、やむを得ないことだというふうに思うのですが、ただ、一番心配なのが雨天続きのときで、今までは児童館の広場などを学校内の子どもたちも先生が引率してそちらに移動して活用するというようなこともあったかと思うのですが、児童館のあり方が変わる中で、今後の雨天時対応などをどのように考えていくのかということ、子どもたちの安全面を考える上でもとても大事だというふうに思います。一方で学校の体育館も一般区民の方への開放を進めていくということがありますので、非常に子どもたちが使える時間帯が少なくなっているというせめぎ合いがございますので、このあたりの調整をどのように考えていらっしゃるのか、教えていただければと思います。

子ども未来課長 教育長

清正教育長 子ども未来課長

子ども未来課長 学童クラブ、あるいは放課後子ども総合プラン全体も通じて同じかと思っております。これは今委員のほうからお話がありましたように、学校施設とうまくその辺りを共用して利用しているというのが実態です。ただ、学校によっては地域開放していたり、いろいろな部分で体育館を含めて使えない部分があったりというのは、そのとおりかと思っております。その中でうまく工夫をさせていただいているというのが実態かと思っております。例えば、この夏でいきますと本当に屋外に出られないというような暑さということで、その中にはいろいろお部屋を使わせていただいて対応してきたというところがありますので、これは児童館があっても、なかなかそれほど広い場所があるわけではありませ

で、これは引き続き学校といろいろ協議をさせていただいて、子どもの活動場所をいろいろ工夫させていただきたいというふうに思っております。

本間委員 教育長

清正教育長 本間委員

本間委員 そのいろいろな工夫のあたりが各学校と児童館さんですね、学童クラブとの話し合いというような形ではなくて、もう少し大なたを振るう形をとらないと、なかなか難しい面もあるかと思えます。短期的なことであれば、幾らでも同じ子どもたちですので、教室の開放とかできると思うのですが、一方で個人情報の確保であるとか、あるいはいろいろな安全面で教師としての目線がどこまで見守りがいくか、というようなこともあるかと思えますので、校庭が使えるときは大きく問題はないかというふうに思うのですが、体育館開放との調整をその各学校に任せるのではなくて、学童クラブの子どもたちが使えることを優先にするといったようなことのラインを、区としてしっかりと出させていただくと、学校としても区民の皆様との対応がしやすくなるのではないのかなというふうに思えます。ご検討いただければというふうに思えます。

子ども未来課長 教育長

清正教育長 子ども未来課長

子ども未来課長 若干繰り返しになる部分があるかと思えます。やはり学校によって地域開放の状況や利用状況が違うという中で、今新たに放課後子ども総合プランを設けているようなところは、新校であればそれを含めた建設もしております。新たにつくるところについても、そのセキュリティーの分け方とかも学校と協議させていただいて、共用できる部屋がここまであるので、ここまでのセキュリティーラインを引きましょうというようなこともさせていただいているので、そういったハードの部分も徐々にやらせていただいております。ただ、全部が全部一斉にということにはございませんし、この間もやはり放課後子ども総合プランを導入する際に、教育委員会としまして、学校のほうにもいろいろお話してきた中で、王一小を除いて全校導入ということで現時点においてかなりご理解をいただいているところがございますので、それは個々の学校の事情にあわせて協議をして、できるだけ子どもの利用に配慮させていただきたいと。我々も安全にそういった活動をさせていただくように、いろいろな工夫をさせていただくということを各学校ごとにやっていたほうがいいのかというふうに思っております。

教育振興部長 教育長

清正教育長	教育振興部長
教育振興部長	ただ今、担当課長から話がありましたとおり、これで全校へ一応わくわくひろばが入るといふ新たな局面になりました。各状況をよく踏まえて、校長会ともよく話をして、一定の線がもし出せるのであればそういう形で出して、そして限られた資源ですので、できるだけ有効活用ができるようにということで、これは地域の方々にも当然ご理解いただかなければいけない面も出てまいりますので、あわせまして生涯学習の関係等も踏まえて、両部あわせて話し合いをできるような環境を整えていきたいなというふうに思っています。ご指摘の趣旨につきましては、十分踏まえて進めてまいりたいと思います。ありがとうございます。
清正教育長	ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。 それでは、2件の条例に対しまして、特に反対意見はないようですので、本件につきましては意見なしとすることにご異議ございませんでしょうか。 (異議なし)
清正教育長	ご異議ないと認め、本件は原案どおり意見なしとすることに決定させていただきます。 次に報告事項に移ります。日程第3、報告第79号「区立中学校における事故に関する和解」及び日程第4、報告第80号「奨学資金貸付金返還金に係る訴えの提起」について、一括して事務局から説明をお願いいたします。
教育政策課長	教育長
清正教育長	教育政策課長
教育政策課長	それでは、報告第79号の和解案件でございます。それから、第80号の訴えの提起、いずれも区長の専決処分ということで、一括してご報告をさせていただきます。 議会の権限に属する軽易な事項でその議決により指定したもの、これは区長が専決処分できるということになってございまして、その中で区が提起する訴えで、その訴訟の目的の価格が200万円以下、あるいは区が当事者である和解でその目的の価格が200万円以下のもの、こちらにつきましては専決処分できるというような議会の議決を得ているところが前提になってございます。 それでは、報告の中身でございますが、ご説明をさせていただきます。 第79号を1枚おめくりをお願いいたします。区立中学校における事故に関する和解でございます。専決処分の年月日、お示しのとおり平成30年9月7日、決定額でございますけれども、1万2,754円でございます。自治体総合賠償責任保険の賠償保険金として充てるものでございます。相手方は北区滝野川在住の区民でございます。

事故の概要でございますけれども、具体的に申し上げますと、滝野川紅葉中学校でございます。こちらとフランス学園との間にある民間の駐車場がございます。ここに駐車中の車に野球部が練習していたボールが学校のフェンスを乗り越えまして車に接触し、へこんだというような状況でございます。本件は夏休み中の強化練習の一環でございます。集中して打撃練習を行ったということの中で起きたものでございます。

なお、今後の学校側の対応といたしましては、野球部の練習方法、これを変えることによりまして、ボールがフェンスを越えないようなことをしていくと、対応を図っていくというふうに聞いているところでございます。

続いて、80号でございます。報告80号、奨学資金貸付金返還金に係る訴えの提起でございます。

1枚おめくりをお願いいたします。専決処分の年月日でございます。本年10月10日でございます。訴訟目的の価格38万5,000円。相手方、日野市在住の市民でございます。概要はそちらにお示ししてございます、平成17年4月以降、区が貸付けた奨学資金につきまして、返還が滞っているというものでございまして、再三の催告にもかかわらず応じないというようなところから提起を行うというものでございます。

恐れ入ります、本日補足の参考資料をお配りしてございますので、こちらをごらんいただきたいと思います。今回の訴訟に至りました経緯を簡潔に整理したものでございます。奨学資金の貸付金でございますけれども、こちらにつきまして、昨今自治体の債権管理の保全、これを厳格に進めていく、適正に進めていくということが求められているというような背景がございまして、その中で昨年度より弁護士への私債権回収委託業務を開始してございます。その中で不調になったということでございまして、1の(2)でございますけれども、この私債権の回収業務の流れでございますけれども、弁護士が督促状を送付した上で交渉するといったものでございまして、不調に終わっているといったものでございまして、不調に終わったので訴訟提起をするといったところが経緯になってございます。

1の(3)でございますけれども、昨年度でございますけれども、奨学金につきましては5件ほどこの債権回収委託を行ってございます。お示しの基準、滞納額30万円以上あること、これは収納推進課のほうで奨学金以外にもたくさんの私債権の管理と申しますか、回収業務委託取りまとめでございますけれども、基準額といたしまして30万円以上のものでございまして、基準を示しております。その中で教育政策課といたしましても、この金額を超えているものを出したというところでございまして、ほか、イ、ウの条件を満たしたものでございます。

2訴訟の(1)でございますけれども、昨年度5件でございます。この債権回収業務委託を行ってございます。4件につきましては、お示しのとおり分納の約束をいただくことができたというところで、残り1件、こちらにつきまして連帯保証人も既に死亡しているということもあのですけれども、応答が全くないというようなことが続いているというところで、アのところで弁護士から訴訟を提起すべきという助言、イのところでございまして、一度も納付を行っておらず、再三にわたる催告に応答がないというところから訴訟の提起をすべきというふうに判断をいたしまして、区長の専決処分を行ったというものでございます。

2の(2)のところでございますけれども、38万5,000円プラス違約金、それから訴訟費用、これをあわせましたものに対しましての訴訟を提起するというものでございまして、今後の予定でございますけれども、お示しのとおりでございます。11月に提起をする予定というようなところで進めていくというものでございます。

雑駁ですけれども、以上、説明とさせていただきます。

清正教育長 説明ありがとうございます。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長 ありがとうございます。それでは、本件に関する報告は終了させていただきます。次に日程第5、報告第81号「改築校の進捗状況について」、事務局から説明をお願いいたします。

学校改築施設管理課長 教育長

清正教育長 学校改築施設管理課長

学校改築施設管理課長 お手元の資料に基づきまして、改築校の進捗状況について、ご報告をさせていただきます。

恐れ入ります、表紙を1枚おめくりください。まず1番目といたしまして、神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校でございます。既にご案内のように、平成35年度に向けまして、現在基本設計を進めているところでございますが、来週ワークショップの第3回が11月13日に開かれる予定でございます。基本設計のスケジュールといたしましては、年内に地域とのお話し合いを終えて、それを取りまとめまして年明けの第1回北区議会定例会にお諮りをして決定をしていきたいと、このように考えているところでございます。また、並行いたしまして、この学校を建設するに当たって、神谷公園という都市計画公園の場所を移す計画でございます。こちらにつきましても、北区のまちづくり部のほうで今都市計画の変更の手続に入っております。こちらは昨日11月7日に地域への説明会が開かれていると、このような状況でございます。

2番目の西が丘小学校でございます。西が丘小学校は既に基本設計に向けた地域とお話し合いを終えております。一定の報告案がまとまっておりまして、11月20日に地域に向けた報告会を行う予定でございます。

3番目、王子第一小学校でございます。王子第一小学校につきましては、既に今年の夏に仮移転を済ませて、現在解体工事を行っているところでございますが、本日の議案にもございましたように、若干工事契約で変更を来しております。先般建築工事の入札を行ったところ、落札業者が出ずに入札が不調に終わっております。本日の補正予算の議案の中で工事金額を引き上げてもう一度入札に臨むと、そういうことで、現時点では

この補正のスケジュールが進められれば、大きな工程の変更はないものと考えておりますけれども、恐らくオリンピックに向けて工事費のほうがだんだん高騰してきていると、その影響を受けて入札不調という事態が生じていると、そのような状況でございます。

1ページをおめくりください。4番目の浮間中学校でございます。浮間中学校につきましては、現在基礎のくいを打ち終わりました、1階までが建ち上がっている状況でございます。こちらの工事は順調でございますが、新たな地域とのお話し合いの中で、グラウンドを人工芝にするという決定をしております。当該校は校地には恵まれておまして、かなり広いグラウンドでございますけれども、地盤が脆弱で水はけが悪いということであればということで、雨天時にも速乾性のある人工芝にしようということで、学校のほうとお話し合いがまとまっているところでございます。5番、6番、稲付中学校、田端中学校については、ご案内のように来春の開校に向けて現在仕上げの工事に入っているところでございます。ほぼ躯体壁面が立ち上がっておりまして、内装工事を急ピッチで進めていると、このような状況でございます。

以上、ご報告申し上げます。

清正教育長

説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑、またはご意見はございませんでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。本件に関する報告は終了いたします。

次に、日程第6、報告第82号「後援・共催事業に関する報告」について、事務局から説明をお願いいたします。

教育政策課長

教育長

清正教育長

教育政策課長

教育政策課長

それでは、報告82号、後援・共催事業に関する報告、1枚おめくりをお願いいたします。名義使用承認報告、今回、1件のみでございます。事業名と主催者名のみ読み上げをさせていただきます。

まず1件目でございます。「東京成徳大学子ども学部公開講座」。お示しの講座でございます。主催者名、東京成徳大学学長でございます。

以上、1件でございます。2の事業実績報告につきましては、裏面にわたりまして3件ほどございます。ご確認のほどよろしく願いいたします。

以上、説明とさせていただきます。

清正教育長

説明ありがとうございました。

本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。本件に関する報告は終了させていただきます。

以上で、本日の日程全てを終了いたしました。これをもちまして、平成30年第11回教育委員会定例会を閉会させていただきます。